

「高齢者福祉施設等の基準に関する条例骨子案」に対する
市民の皆様からの御意見と御意見に対する本市の考え方について

1 市民意見募集の結果

(1) 実施期間

平成24年9月5日（水）～平成24年10月4日（木） 30日間

(2) 御意見数

区 分	御意見数
今回規定する条例に共通する基準に関するもの	5件
特別養護老人ホームのみに適用する基準に関するもの	9件
グループホームのみに適用する基準に関するもの	3件
ショートステイのみに適用する基準に関するもの	6件
その他	6件
合 計	29件

2 御意見の内容と本市の考え方

(1) 今回規定する条例に共通する基準について（5件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
暴力団排除については賛成だが、法律でも同様の規定がある中で改めて条例化する意図は何か。	2	暴力団排除を推進する今日の社会状況を踏まえ、高齢者の安心・安全を守るため、法律の規定よりも一歩踏み込んで、施設長（管理者）等が暴力団員でないことなど高齢者福祉施設等における暴力団の参入を防ぐための具体的な規定を置くこととしたものです。
高齢者虐待の構造は多岐にわたっているため、事業所への責任者の設置に加え、行政や関係機関、地域包括支援センターなどが適宜連携を図り、虐待を早期発見することが重要である。 また、市民や家族に向けた普及啓発等の取組や関係機関への専門職の配置が必要である。	2	高齢者虐待の通報・相談があった場合は、各区・支所福祉事務所に設置する虐待判定会議を通して、行政や地域包括支援センター、事業所等の関係機関が円滑に連携を図ることができる仕組みを設けております。 また、権利擁護に関する専門機関として長寿すこやかセンターを設置し、高齢者虐待について、専門職員による相談・対応を行うとともに、シンポジウムや講座の開催を通じて、市民周知にも努めております。

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
記録の保存年限を2年から5年に延長することには反対する。小規模な事業者の場合、保管スペースの確保が難しくなるためである。保管庫の設置に必要な経費を補てんして欲しい。	1	報酬等の返還請求に係る消滅時効が5年であることから、本市では、これまでから、保険給付の適正を確保するため、保存年限を5年とする行政指導を行っております。 今般、条例を制定するに当たり、介護報酬の支払に関する責任を持つ基礎自治体として、記録の保存年限を5年とすることについては重要であると判断し、独自基準を置くことといたしました。(平成23年3月31日までの記録については2年間) また、書類の保存について電磁的書類等の活用を行う方法もありますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

(2) 特別養護老人ホームのみに適用する基準について（9件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
高齢者の尊厳を守り、プライバシーを確保するとともに、ベッドの前後左右からの介護を可能とし、心身ともに豊かな生活を確保していくため、特別養護老人ホームの居室面積の拡充について大いに評価する。	4	施設を利用される方の状況に応じ、より満足度の高い福祉サービスの提供が可能となるよう、利用者本位の視点から、引き続き、介護基盤の整備を推進してまいります。
特別養護老人ホームの居室について、引き続き個室化を推進してもらいたい。	1	施設を利用される方のその人らしい豊かな生活を実現できるよう、4人部屋の既存施設の改修整備による取組も含めて、引き続き、特別養護老人ホームの個室・ユニット化を推進してまいります。
特別養護老人ホームの居室面積を拡充することで、施設の定員数を確保できないのではないか。 また、利用者負担が増加して低所得者が利用できなくなるのではないか。	4	居室面積の拡充によって必要となる面積は、特別養護老人ホームの全体面積との比較ではごく僅かであるため、併設施設と設備を共用するなど効率的な居室の配置を行うことで、必要となる定員数は十分確保できるものと考えております。 また、所得の多寡にかかわらず、誰もが良質な福祉サービスを利用できるよう、食費・居住費の自己負担額を軽減する特定入所者介護サービス費（補足給付）など利用者負担軽減策を実施しております。

(3) グループホームのみに適用する基準について（3件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>グループホームの3ユニット化は、認知症の方の特性（小規模で家庭的な雰囲気の中での生活の場の確保）を考えると効果が得られないのではないか。</p>	<p>3</p>	<p>現在の基準でも、地価の高い市内中心部においては3ユニットまで設置することが可能ですが、今回の条例においては、「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、認知症高齢者グループホームの積極的な整備促進を図る観点から、市内全域に渡り、3ユニットまで設置できるよう基準を緩和するものです。</p> <p>御指摘のとおり、小規模で家庭的な施設運営のためには、施設全体の規模はなるべく小規模であることが望ましいと考えておりますが、現在、3ユニットで運営されている市内のグループホームにおいても、2ユニットの施設と同様に、ユニットごとに居宅に近い家庭的な雰囲気の中で、適切に介護や支援が行われている状況を勘案し、3ユニットまで緩和する規定を置くものです。</p>

(4) ショートステイのみに適用する基準について（6件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>ショートステイの食費を1食単位で設定することを義務化する独自基準案については、賛成である。</p>	<p>2</p>	<p>条例を制定することにより、利用者にとってより明確で分かりやすいサービスとなるよう、取組を推進してまいります。</p>
<p>ショートステイの食費の設定方法を条例化することは、常識的なことをあえて規定することであり、反対である。</p>	<p>2</p>	<p>介護保険施設における食費については、本来、利用者と事業者との自由な契約によるべきものですが、ショートステイの食費については、短期間のため食費設定が負担額に与える影響も大きいことに加え、利用者からも1食単位の設定を求める声が多く寄せられていたことから、今般、独自基準の設定を行うこととしたものです。</p>
<p>ショートステイだけではなく、特養や老健など、長期入所施設についても1食単位で規定すべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>入所施設の場合は入所期間が長期にわたり、ショートステイと比較すると入退所の頻度が少なく、入退所日の食費が1日単位で設定されていたとしても、利用者への影響は極めて限定的であると考えており、1食単位による設定義務化については、事業者にも与える影響等も踏まえ、慎重に検討すべきと考えております。</p>

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
ショートステイの食費の設定方法について、もっと早く1食単位とする旨の条例化を行うことはできなかったのか。	1	<p>これまでは、国が全国一律の取扱いとして定めており、市町村が独自に条例で基準を制定する権限がありませんでした。</p> <p>今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「第1次・第2次一括法」）が公布されたことを契機に、本市独自で基準を定めることといたしました。</p>

(5) その他（6件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
生活保護受給世帯や低所得者が老人ホームに入所するにあたって、経済的支援はあるのか、教えて欲しい。	1	生活保護を受給されている方や低所得の方が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等、介護保険施設に円滑に入所していただけるよう、入所者の食費や居住費の負担軽減を図る特定入所者介護サービス費（補足給付）や、1割の自己負担額を世帯で合計した額が一定の上限額を超えた場合に超えた額が払い戻される高額介護サービス費、更には、社会福祉法人による利用者負担軽減制度等、利用者負担の軽減策があります。
施設系サービスにおいては、協力歯科医療機関を定めることについては努力義務となっているが、口腔ケアの重要性が言われる中、義務付けすることはできないのか。	2	口腔ケアの推進を図る意義があることについては御意見のとおりと考えますが、協力歯科医療機関を定めることを義務付けることは、介護サービス事業者に与える影響が大きいため、今後の協力歯科医療機関の設定状況等を見定めながら、引き続き、慎重に必要な検討を行ってまいります。
施設運営に関して、抜き打ちで監査を行う必要があるのではないか。	1	<p>本市では、介護保険サービス事業者の運営の都合や利用者の適切な処遇も考慮し、あらかじめ実施日等を事業者へ通知したうえで、実地指導を実施しております。</p> <p>ただし、事業所において指定基準違反等の確認が必要と認められ、監査を実施する場合には、事業者等への事前通知無く、監査を実施する場合があります。</p>

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>老人福祉施設の防災対策にもしっかりと取り組んでほしい。</p> <p>また、災害時の避難所としても機能するよう必要な対策（食品の備蓄等）をしてほしい。</p>	1	<p>老人福祉施設の防災対策については、基準条例に定める取組の徹底のほか、消防局の実地監査等を通じて指導を行っております。</p> <p>また、老人福祉施設等については、今年度から、災害発生時の避難生活において福祉サービスの提供等の配慮が必要な方を受け入れる「福祉避難所」として指定を行っており、引き続き、災害時の避難所として協力いただけるよう働きかけてまいります。</p>
<p>高齢者虐待の防止については、地域包括支援センターや福祉事務所の体制を厚くし、予防と対策を進める方が先決ではないか。</p>	1	<p>本市では、本年4月から、市内61箇所に設置する地域包括支援センターの専門職員をそれぞれ1名増員する等の対策を講じ、高齢者虐待対応などセンターの活動を強化しております。</p> <p>また、福祉事務所においても、本市の厳しい財政状況の中、適切な職員体制の確保に努めております。</p>